

# 選挙戦を振り返って

## 赤いポロシャツ さっそうと

私は今回の選挙はそれほど寒くない時期となる事、また若々しさが必要と考え、初の試みですがポロシャツ・カジュアルパンツ姿を主張。妻はこれまでの刷り込みイメージと選挙は正装であるべしとの観点から、今までのスーツ姿を主張しました。最後は後援会も私の主張を受け入れる形に。ただ1点妻に譲歩したのはスニーカーだけは赤ではなく白にする事。夫婦円満のために妥協も必要です。



応援にかけつけた野田代表

## 業界 vs ボランティア

今回は私の確信通り野田代表の下での選挙となりました。野田さんの代表就任1年以上前からツーショットポスターを選挙区内に張り巡らした1点買い作戦は効果絶大で、選挙戦2日目の代表入りはむせるような大熱気に包まれました。本番スタート直後から相手の業界組織選挙との戦いは熾烈を極めることとなります。

選挙残すところ4日。相手の派閥のボス麻生太郎自民党最高顧問がいつものごとく新発田入り。街頭演説会に建設業界を中心に多くの団体による大動員がかかりました。ここで大

きくアピールされたのは「財務省から大規模予算を引っ張る」「比例は公明党」。最後は業界、創価学会頼みの大組織戦が展開されました。

しかし、これが新潟3区という地方では効くんですね。最後の最後まで業界対ボランティアの攻防が続き投開票日を迎えたのです。結果は1万票差の勝利。後援会、支持者にただただ感謝するのみです。

## 戦いは始まった

当選の翌日、美春と二人で朝の街頭に立ちました。今回の戦いは1万票差といえ「裏ガネ」という敵失選挙。終われば全く五分からのスタートとなります。今後も地元にいる限り夫婦で立ち続けて参ります。

また、11月末から1か月間かけて選挙区内9か所で勝利を祝う「感謝の集い」を開催しました。選挙区内のお礼回りとおまめな集会、地元活動も100%全力投球。勝って兜の緒を締め、すでに戦いの火蓋が切って落とされました。



雪すさぶ中でも二人の朝仕立ちは続く

国会事務所が決まりました！  
〒100-8981 東京都千代田区永田町 2-2-1  
衆議院第一議員会館 811 号室  
Tel: 03-3508-7247 Fax: 03-3508-3517

## 「黒岩たかひろ応援団」に是非ご入会を！

「黒岩たかひろ応援団」は黒岩たかひろの更なる飛躍を期し、会員一人ひとりがその政治活動をサポートすることを目的としております。皆様から頂いた会費は、会報の発行を含む政治活動に活用させていただいております。また、応援団ご入会の方には優先的に地域で行われる集会、座談会のご案内をさせていただきます。今後、より充実した活動を行うためにも多くの方のご入会をお待ちしております。

【年会費】 年額1口5,000円より  
【お振込先】 郵便局：口座番号 00550-4-74787 口座名「黒岩宇洋と歩む会」  
銀行：第四北越銀行 新発田中央支店 口座番号(普) 2104899 口座名「黒岩たかひろと歩む会」

会費納入にあたっての注意事項  
1. 外国人からの政治活動に関する寄付を受け取る事はできません。  
2. 本人以外の名義または匿名により政治活動に関する寄付をすることはできません。

# まつりごと 黒岩政通信

立憲民主 RIKKEN MINSHU

立憲民主党 立憲民主編集部  
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1  
三宅坂ビル7F  
Tel: 03-3595-9988  
Fax: 03-3595-9088

新潟3区総支部 黒岩宇洋事務所

〒957-0053 新発田市中央町 2-4-21  
Tel. 0254-21-0700  
Fax. 0254-21-0707

## 3年振りの復活



10月27日 投開票日、23時頃に当確が報道されました

寒中お見舞い申し上げます。昨年秋の総選挙で3年振りの国会復帰を果たしました。これまでどんな時も応援し続けて頂いた皆様に心より感謝申し上げます。

3年前の落選翌日に朝の街頭に立ち、その後来る日も来る日も毎朝街頭から有権者に手を振り続けました。この間新選挙区(秋葉区、北区)を中心にポスター数千枚を張り増し、その内の7割は私自身で一軒一軒踏み倒して貼ったものです。結果として3区全域をあの組織力・資金力を誇る自民党を凌駕するポスター枚数、私と野田元総理の顔顔で埋め尽くしました。また、幹事であり柱である後援会組織強化にも徹底注力。ここ十数年で高齢化が進んだ後援会幹事の入れ替えを行い、幹事数も倍増する事ができました。

特段、最後の1年間は常に目の前にぶら下げられた解散準備の為に街宣車を走らせ続けました。気が付けば公示日まで3区全域を9周、選挙期間を含めると1年間で丁度選挙区を10周、距離にして4万キロ、地球1周分駆け巡ったのです。

選挙の大きな争点の一つが「政治とカネ」の在り方でした。私はこれまでの政治人生で企業団体献金も政治資金パーティーも一貫して「ゼロ」。カネをかけずとも「政治活動ができる事」を実践してきました。しかし、問題は更に「選挙にも勝てる事」を証明しなければいけません。今回その結果を残せたことは何よりもボランティア活動やカンパ等に御協力頂いた支援者の愛情・情熱があつてこそです。この為の政治、即ち真の民主主義政治をひたすら実践して参ります。

衆議院議員 黒岩宇洋 たかひろ

# 土台が変われば舞台が変わる！議論が変われば結論変わる！！

この度の総選挙の結果で自民・公明与党は過半数割れ。議席数という国会の土台が変われば当然委員会という戦いの舞台も変わり、さすれば議論も変わり、結論が変わるのである。

今までは与党議員に言わせれば、政治における戦いは唯一「選挙」で「国会」は消化試合。選挙で大勝ちした多数与党が誕生すれば、政府与党の出した法案は野党が審議拒否しようが何をしても結論は「可決」され、野党の出した法案の結論はすべて「否決」される。選挙で勝負がついた瞬間に結論は決まってしまうのである。当選した野党議員1人に投票した人は平均10万人。100人野党議員がいれば1000万人。この国民の声が全く届かない、実に国民にとって不都合で不利益な民主主義の最高機関、それが日本の国会であった。

## 勝負あったぜ石破総理 —政治改革法案

私は国政復帰して早速国会の檯舞台である「予算委員会」と今期国会で最も注目を浴びる「政治改革に関する特別委員会」に所属することとなった。

復帰初登板は12月11日衆院予算委員会。狙いは「政策活動費」を完全廃止させること。この「政策活動費」とは当時の茂木敏充幹事長が年間14億円、二階俊博幹事長が4年50億円を好き放題使える領収書の要らない闇のカネである。野党6党は完全廃止を明記した法案を提出したが、自民党案には2つの例外が存在したのである。



12月11日、NHK 生中継された石破総理質疑（予算委員会）

## 抜け道を塞げ

1つ目の例外は野党案では「全ての政治団体」の政策活動費を廃止するのに比べ、自民党案は「政党等」に限定。すなわち、それ以外に全国にある一般の「政治団体」は含まれていないのだ。そこで私が予算委員会で初めて取り上げたのが、政治団体の中の「政治資金団体」という存在。聞きなれない名称であるが、ある政党が一つだけ指定し、その政党のためだけに企業・団体献金を集めることができるという特殊な政治団体である。この「政治資金団体」は世の中にたった3つしか存在しない。立憲民主党を含め大体の政党は「政治資金団体」を持っていないが、数十億を実際に動かす唯一の「政治資金団体」が自民党の「国民政治協会」なのである。

私は石破総理に「自民党案が成立した場合、自民党から国民政治協会に寄付することは可能か」と質問。答えは「当然可能であります」。「その国民政治協会から自民党議員個人に政策活動費を支出することは可能か」。「可能です」。勝負あった。自民党と表裏一体である国民政治協会から政治家個人に政策活動費を支出できるのなら今までと何ら変わらない。しかも今までの政策活動費はどの政党でも利用できたが、今回の自民党案では事実上自民党にしかこのウラ政策活動費は使えないことになる。



12月13日、黒岩 VS 小泉進次郎氏（政治改革特別委員会）

## 公開もなく上限もなく

2つ目の例外は名称からして訳の分からぬ「公開方法工夫支出」。外交機密とかプライバシーを盾に公開の例外を認めるという何とも胡散臭い代物である。私の質問は至ってシンプル。「この支出の領収書は公開されるのか」。すると石破総理はあっさり「公開されない」と白状したのである。先の改正では政

策活動費の領収書は10年後といえ「公開される旨」が規定されていた。しかし、この再改正では公開方法工夫支出の領収書は未来永劫公開されないことが露見したのである。

更に先の改正では政策活動費に「上限額」が設けられた。今回の再改正案で「公開方法工夫支出に上限額はありますか」の問いに石破総理は力なく「ありません」と答えるしかなかった。

政策活動費に変わる公開方法工夫支出は領収書の「公開もない」「上限もない」、真っ暗闇の天井知らずの支出であった。再改正どころか改悪である。この4日後に自民党案から「政治団体の例外」と「公開方法工夫支出」が削除され、我々の政策活動費完全廃止法案の丸呑みが決まった。こうして私の38分間の質問一刺しで結論が変わったのである。



野田代表と大串博志議員の握手

## 野田さんからのミッション —選択的夫婦別姓

### 源頼朝 妻の名は

野田代表から「野党多数のこの好機に選択的夫婦別姓実現のために黒岩君頼む」と頼まれ、法務委員会野党筆頭理事を拝命することとなった。

国民の中には「同姓でも不便はない、別姓の必要はない」と考える人も多いだろう。この「同姓」か「別姓」かという二項対立が夫婦姓問題の本質を見誤らせるのである。

予算委員会で私は石破総理に「我が国の夫婦姓の制度名は何か」と質問。総理は答えに窮した。流通している名称がないからである。私からすかさず「対語を考えると『強制的夫婦同姓』となります」と申し上げた。皆

さん如何だろうか、この名称を聞くとかなり違和感を覚えないだろうか。「強制的」か「選択的」かがこの問題の本質なのである。

別姓反対派の方たちがよく言う「日本の伝統や家庭の結びつきが失われる」との主張がある。しかし、源頼朝の妻の名前は何か。「北条政子」である。我が国は古来「強制的夫婦別姓」で、明治初期の初の民法でも夫婦別姓が規定されていた。それが明治31年の民法改正から夫婦同姓となったが、それはわずか100年の習慣に過ぎない。

## 世界の流れ 時代の流れ

世界には「強制的夫婦別姓」の国がいくつかある。韓国、北朝鮮、中国などでその背景とは徹底した女性差別。女性である妻は夫の戸籍に入ることが許されず、その子供たちも皆強制的に夫の戸籍に入れられる。逆に、ほとんどが「選択的夫婦別姓」を採用している欧米で唯一強制的夫婦別姓の国がある。フランスである。しかし、その背景はアジアの国とは全く異なる。徹底的に個人の尊厳を尊重するフランスでは姓は生まれながらに個人のもので、結婚という身分行為ごとくで変わるものではない、という強烈な思想が根底にあるのである。

この様に夫婦姓制度の問題は、個人の尊厳や女性差別撤廃という基本的人権の尊重という根源的な問題に行き着く。冒頭の「困らない」とか「不便はない」という利便性や有益性を否定はしないが、世界唯一の「強制的夫婦同姓」と言う日本の制度を、ようやく世界標準であり時代標準である「選択的夫婦別姓」の国にするというのはごく自然の流れではないだろうか。土台が変わり、「選択的夫婦別姓」実現すなわち歴史的な民法改正という新たな結論を何としても導く覚悟である。



11月11日、人生初の夫婦初登院